

## 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数				対 前 年 度	理 由
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増 減 数	
知事部局	7,094 (36) 法人化分除き 5,764 (33)	5,706 (29)	5,644 (35)	5,550 (93)	94 (58)	業務効率化等による減
企業局	58 (0)	56 (2)	51 (2)	47 (4)	4 (2)	定年退職等による減
病院局	1,031 (2)	1,000 (3)	830 (3)	804 (7)	26 (4)	退職者の増加、 駐在場所の廃止 等による減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	37 (0)	36 (0)	1 (0)	
教育委員会	18,290 (33)	18,133 (22)	17,930 (21)	17,689 (31)	241 (10)	児童・生徒数の 減少に伴う減、 組織改編による 減
警察本部	3,633 (0)	3,646 (0)	3,660 (0)	3,680 (12)	20 (12)	欠員の補充
選挙管理委員会 事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	0 (0)	
人事委員会 事務局	13 (0)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	0 (0)	
労働委員会 事務局	13 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
海区漁業調整 委員会事務局	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合 計	30,204 (71) 法人化分除き 28,874 (68)	28,638 (56)	28,213 (61)	27,867 (147)	346 (86)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、( )内は再任用短時間勤務職員 で外書きです。

#### 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を越えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

(2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等

ア 知事部局では、平成18年度から平成22年度を期間とする行財政改革大綱に基づき、アウトソーシングの推進、ITの活用等による事務事業の見直しなどにより、5年間で350人の職員数を削減することとしています。

(ア) 削減目標

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	削減目標
条例定数改正	5,862	5,512	350

(イ) 削減実績

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	削減実績合計
知事部局職員数	5,706	5,644	5,550	
削減実績		62	94	156

イ 企業局及び病院局においても、それぞれアウトソーシングの推進、業務の効率化等により、定員の一層の適正管理に努めています。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成19年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分 職種	平成17年度		平成18年度		平成19年度				
	採用	退職	採用	退職	採用	退職			計
						定年	勸奨	その他	
一般行政職	165 (26)	209 (11)	148 (23)	229 (16)	126 (24)	142	83	78 (3)	303 (3)
医療職	102	133	51 (2)	181 (1)	48 (6)	33	25	108 (2)	166 (2)
技能労務職	0 (1)	18	2 (12)	26 (4)	0 (12)	15	1	1	17
教育職	366 (90)	325 (55)	278 (72)	376 (46)	257 (56)	256	82	92 (66)	430 (66)
公安職	171	132	158	158	194	83	35	70	188
合計	804 (117)	817 (66)	637 (109)	970 (67)	625 (98)	529	226	349 (71)	1,104 (71)

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。  
 2 ( )内は再任用職員であり、外書きです。